

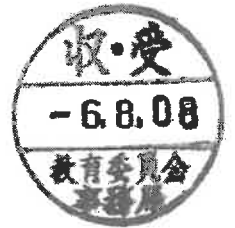
2024 年8月8日

大阪市教育委員会 教育長 多田 勝哉 様

Democracy for Teachers and Children

～「君が代」調教やめて～ (略称 D-TaC)

[本件担当者 ■■■]



要請書(2024 年5月 7 日付「顛末書にかかわる再質問書」への回答にかかわって)

前略。私たちは、本年5月7日付で「顛末書にかかわる再質問書」を提出し、『「勤務時間外に、公用の罫紙などは使わず私用の便箋などに、手書きで、反省・決意を含んだサンプルの形式に沿って書く」という「顛末書」の扱いについて、変更がありますか。変更があるなら、いつ、扱いのどの部分を、どういう理由で変えたのですか。』と質問しましたが、6月11日付でもらった回答は、「顛末書の取扱いにつきましては、従前から変更はございません。」でした。「勤務時間外に、公用の罫紙などは使わず私用の便箋などに、手書きで、反省・決意を含んだサンプルの形式に沿って書く」というのは、2015年3月16日、「君が代」不起立教員に対する事情聴取の場で、市教委担当者が顛末書提出を職務命令として命じたときの指示事項でした。このときの職務命令の内容は、松田「君が代」処分取消裁判の2021年6月30日大阪地裁第3回口頭弁論に大阪市から提出された乙23号証「国歌斉唱時不起立事案にかかる事情聴取記録（中野中）」に記されています。

回答の担当課（教職員人事担当服務・監察グループ）にこの回答の意味を問い合わせると、以下のような説明がありました。

【回答についての説明】

担当内で過去の記載例は引き継がれているが、顛末書を求める際の文書化された決まりがあるわけではないので、「顛末書の取扱いにつきましては、従前から変更はございません」と回答した。現在の担当としては、顛末書を求める際は、以下のようになっている。

- ・「勤務時間外に」⇒言っていない
- ・「公用の罫紙などは使わず私用の便箋などに」⇒言っている
- ・「手書きで」⇒言っていないが、ページごとに手書きの署名を求めている
- ・「反省・決意を含んだサンプルの形式に沿って」⇒反省・決意の項目がある記入例は示すが、顛末書の記載者が反省すべきこととっていない場合には、反省記載は求めない

現在の担当者としては、当時の担当者が、なぜ「時間外に、手書きで」などと指示したのかは分からない。

以上

職務として命じたはずの顛末書作成業務を勤務時間外に行えというのは明らかに論理矛盾であり、違法です。その認識にたって、以下要請します。

【要請事項】

1. 顛末書作成・提出を職務命令とするなら、勤務として扱うことを明確にすること
2. 2015年3月16日に違法な職務命令が行われた経過を調査し、総括を明らかにすること